

## 和歌職原鈔（二）

今西，祐一郎  
九州大学教授

<https://doi.org/10.15017/8966>

---

出版情報：文献探究. 42, pp.27-50, 2004-03-31. 文献探究の会  
バージョン：  
権利関係：



# 和歌職原鈔 (二)

(承前)

## 位階三十階和歌集

位階とはくらみのしなとよむ。人臣の位

三十階あるうちそれくのくらみの相当の官をあげたり。

少初位の。上下は下国。目等の。相当なりと。兼てしるべし。

(48)

下国目とは少初位上下の位の相当の官。職は、下国の目たるよしをいふなり。凡人臣の位一位より三位までは、正一位、從一位、正二位、從二位、正三位、從三位の正、從の差別あり。四位より下は正四位上、正四位下、從四位上、從四位下の正、從上下の差別あり。九位までは四階づゝの分あり、九位を以て位のはじまりとして、庶臣みなこれより次第昇進を遂侍るなり。さるによつて九位といはずして、これを初位といふ。初位の四階は少初位下、少初位上、大初位下、大初位上なり。初位の人の装束は、いづれも浅縹衣を着するなり。扱無位の官人はみな皂纓頭巾に黄袍白袴を着

## 今西祐一郎

し、烏油腰帯に白襪をはき、皮履をはく也。朝廷の公事には、則これを服す。よのつねには通じて草鞋をはくなり。又家人奴婢のたぐひは橡の黒衣をきるよし也。橡は櫟木の実なり。橡を以て縹を染るを俗に饅橡衣といふ、これなり。さてその外布衣、狩衣、布直垂、素袍袴等にいたるまで、いづれも土農工商の品々にしたがつて着用すべきものと見えたり。抑衣冠を着する事は人の禽獸に異なるゆへんにして、冠婚葬祭は礼教のをもんずる所なり。しかるに末世のかなしさは、上下ともに大方は首の服をもつけず、足に襪をもはかず、髪をみだして素足にしてはしる。世間みな吉札の服も凶札の服もいさゝか臆次差別なく、上下みな小袖を着し、其うへに肩衣袴として袖もなきことやうの上下を着し、喪ある時にもこれ此すがたにて廟参し、吉月良辰にも是のすがたにて世にまじはり、公門にも出入す。甚しき俗は頭を半額にすりあげ、或はさかやきとて半は法師のつむりをうつし、あるひはみなすりこぼして薬阿弥陀と名のりぬ。さてかのおとこ、たまくかみのけあるかと見れば、ぼんのくぼ、はいのとまりたる程にゆいてすりさげ、つりひげ、ねぢひげ、たてひげのやつこすがたは、目もあてられず。道家たる

為体なり。或はまたかみをそらねば、うちかうふり、さては束  
二所三所ぐりにゆひなし、いまやうの刀脇差を大小二本さ  
しこはらかし、世にも人のゆるさぬ竹杖木杖つきはしらかし、さて  
帛入の大なげづきんに大どてらを着し、ものいひぎごつにして  
庭訓式目の文言らしきことばをいひ、少しこびたるは史記漢書等の  
語をとりだしぬ。文かくとては却て宛字をかき、文字の転倒、す  
みつぎの次第もなくかきちらすめるぞ、いふはかりなくあさまし  
りける。貴賤上下の道行ぶりも只同じ様にうちまじはり、貴人高家  
ともいはずいやしき身ながら袂をあはせてともなひ、行ちがひ、或  
は駒の蹄のけがれをさへ遠慮もなくふみかけさせ、男女たがひに手  
に手をとりにて大路の様をされてとをる。たすくべき老人をつきたを  
し、なつくべき少人をせびらかし、市商人も人を欺だまして升目  
をはかり目をまぎらかし、庄や百姓も上をいつはりてぬすみひ  
そめ、地頭代官も己が私欲に下をいたため、民の妻子さへうらせし  
へ、たゞかゝる末世のありさま風俗とはいひながら、人の心のいや  
しくもなりもてゆける事かなと、なげくにいとまなき事なり。これ  
しかしながら一朝一夕の事にはあらず、五百年來の乱逆うちつゞき、  
世間いとつづかにもなければ、舟路には海賊破帆のともがらいでき、  
陸地には夜盜辻切のみおこりて、京田舎の通路たへぐになりしゆ  
へに、上も下もとをざかりて、上下の礼節都鄙の俗習おもひく  
になりもてゆき、かやうにはなりくだりぬるならし。日本人十人よ  
れば十様にすがたもあたまもかはりて、一体の風俗ある事なし。長崎  
に入津しける唐人等、日本人を見て、吉凶上下の品わかれぬ国な  
り、誠に夷の風あり、といひてわらひそしるとかや、ある通事の  
物がたりなりけらし。誠に異国人を見るに、おらんだはおらんだ、

朝鮮人は朝鮮人に頭も衣装もみな一様の出立なり。かくてぞその国  
この国の人とはしるかるべき。日本この時にあたりては、たとへ大  
聖賢哲の人ありとも、むかしにかへすことにはかにはなりがたき  
事なるべし。いまだ赤裸裸になりても道をゆかず、衿を左にしても  
人とまじはらず、せめて、はをりを着し髪をつかねてなりとも、礼義  
とするこそ猶めでたけれ。いまこの天下勢平にして八州の外までお  
さめ給ふ。ひろき御めぐみ、つくは山のかげよりもしげく、土農工商  
の四民もありつき、儒仏医陰の学派もさかんにして、琴棋書画の上手  
もおほく諸芸万能の名人ども都鄙山嶋にみちくたれば、礼を学び  
法を習んにおゐては、たれの人かなりがたからんや。いにしへに  
異国人の云、日本は君子国にして礼義正直の道德者おほく、且其国  
の人姪ならずともほめ奉ける日本也。いま此太平の御代に生れ  
て治世の浪に浴する者の、みづからはとしていまだこの非なる事を  
さとりしらざるこそ、ことほりなれ。其積善の余計ありて万人みな  
此心得にて、いまあまたの年月をしも経侍らば、そろくく風移  
り俗変じて礼義も法令もあらたまりをこなはれて、君子国の正風  
いづくしくなり侍るべきものなり。また異国人の為にも笑はるまじ  
きものなり。かくてぞ神国神道のをしへもひろまりて、豊原の  
中国安国と平げくしろしめさんぞ、めでたかるべき。此恥をす  
がんとおもふ人は、たゞいまの人をとがむる事なく、後の人をす  
めをくべし、と人のいへりけるこそ、げにことほりとおもはるゝ。  
下国といふは国により下国、中国、上国、大国とて四等の差別あ  
るなり。下に見えたり。  
目とは国に、守、介、掾、目、史、生とて五分あり。守は長官、介  
は次官、掾は判官、目は主典なり。則執筆記録の役なりとぞ。史生

はその下、右筆のごとくなるものか。史生これを一分といふ。小目は少初位下の相当なり。大目は少初位上の相当なり。目の唐名はいづれも主簿といふなり。

大初位の。上下や正の。九位上は。中国目。相当ぞかし。

(49)

大初位の上下とは大初位下は中国小目のくらゐ相当の官なり。大初位上はおなじく中国の大目のくらゐ相当の官なり。正の九位上とは則正九位上の事にして、大初位上と同じ事なり。これみな中国目の相当なり。

下国掾。采女主水の。両佑は。正従八位。上下相当。

(50)

下国掾とは下国の大掾、少掾をいふ。掾は国の判官職にして、和訓まつりごと人といふ也。

采女は采女司也。

主水は主水司也。

両佑は采女佑、主水佑なり。

正従八位上下相当とは下国の掾は従八位下なり。采女佑は正八位上、主水佑は正八位下なり。此官に此くらゐ相当なり。凡八位の官人は深縹色の衣を着るなりとぞ。

従七位の。上下相当。少内記。左右の少史も。同じくらゐぞ。

(51)

従七位の上下相当とは中務省の被官たる少内記二人、亦太政官の左少史、右少史四人も、位はみな従七位上、従七位下の間也といふ心也。

従七位の。上下陰陽。明法や。助教漏尅。博士相当。

(52)

陰陽は陰陽師をいふ。数六人あるもの也。これは占籤をして地を相する事をつかさどる也。

明法は明法博士をいふ。二人あるもの也。令外の官也。これは律令格式の四書を読みをしゆる官也。

助教は和訓すけはかせといふ。二人あるものなり。明経博士に代りて明経生をおしゆる役也。

漏尅博士は和訓ときもりのはかせといふ。二人あるものなり。此下に守辰丁(ときもりのよほろ)とて二十人あり。これをひきみて漏尅の節を伺ひて時の鐘つゞみを撃つことをつかさどらしむる役也。漏尅といふもの、日本にては天智天皇の作初給ふげるとなり。昼夜を百刻にわけて、一刻づゝ水のしたゞり落るを以て、子一つの、丑三つの、といふ時のつもりをするものなりとぞ。

正七位の。上下にあたる。くらゐをば。大上国の。掾と知るべし。

(53)

正七位の上下はこれもまた七位なれば、浅緑衣を着するなり。大上国とは、たとへば大和国は大國にして、山城国は上國なんどいふがごとし。

掾は大和掾は正七位下也。大和少掾は従七位上なりといふがごとし。

従六位の。上下や扱は。正六位。下も近代の。人はのぞまず。(54)

従六位の上下は深緑衣を着するなり。

正六位下、この六位のくらあまでは、たとへば当世武家方の扶持切米取のごとし。禁中の御蔵米を拜領して田地をば知行せぬなり。哥の心は、むかしは官位をことの外大事にかけし故に、曆々の家の衆も六位七位に居て結構なる事におもへり。殊更六位だちなどの家といへば、良家の子と称ぜるなり。たとへば親王の御末孫にても八九代経ては、はじめて朝廷にみやづかへをし給ふ時分、則九位の白丁よりすゝみ給ふ御事なりしとかや。末世にいたりてこそ官位の事も有名無実になりて、無才不徳のものも高位高官に昇進し侍りぬ。或は官録を出して受領位階をも申す事のやうになり侍るこそ、をとろへたる末の世といひながらかなしき事の限なりける。

内膳や。囚獄や造酒に。市主膳。みな正なれば。正六位上。(55)

内膳は内膳司なり。和訓うちのかしはでのつかさといふ。いまこの相当は内膳正の事なり。此司に居する人は天子の御膳を惣知て、進食のとき先嘗ことをつかさどるものなり。囚獄は囚獄司なり。和訓ひとやのつかさといふ。いま此相当は囚獄正の事なり。此司に居る人は獄舎の事をつかさどる也。

造酒は造酒司なり。和訓さけのつかさといふ。いまこの相当は造酒正の事也。此司に居る人は、天子に進る御酒醴酢等の事をつかさどる役なり。

市は東市司、西市司なり。和訓ひんがしのいちのつかさ、にしのいちのつかさといふ。いま此相当は市正なり。文字に書時は東市正、西市正とかきわくれども、唱るときはいづれもたゞいちのかみとばかりいふなり。

主膳は主膳監なり。和訓かしはでのつかさといふ。その監の長官を主膳正といふなり。此正の職分は東宮に進る御食を先嘗、及もろくの飯膳の事をつかさどる也。

彈正の。大忠や又。中務の。大丞大外記。正六位上。(56)

彈正の大忠は彈正尹の判官なり。

中務の大丞は中務卿の判官なり。

大外記は太政大臣の判官なり。此下に少外記といふもあるなり。

正六位上は彈正大忠も中務大丞も大外記もみな此位に当ると也。

大内記。左右の大史に。神祇少副。相当は皆。正六位上。(57)

大内記は中務省の被官なり。此下に少内記もあり。

左右の大史とは左大史二人、右大史二人づつあるなり。太政官の八史といふもの也。史は或は和訓左のおほいふんびと、右のおほ

いふんびとよむとかや。執筆記録の役にして小槻の宿祿一の史として、天下の政事を行ふ。これを官務といふ。今は多はこれ五位の官なり。

神祇少副は神祇官の長官伯の次官なり。和訓かんづかさのすなひすけといふ。これは大副と同じく、伯の輔佐なり。権少副といふもあり。みな正六位上なり。近代五位の官也。大中臣、齋部、卜部の三姓の人これに任ず。已上の官人はいづれもみな正六位上なりとぞ。

然れども予が五世の先、卜部、定澄朝臣、從四位下にして神祇権少副をかけた由奉幣の勅使に立了。四位にてもこれに任ずるにや。

上国の守や大宰の少弐また。勘解由次官も。從五位下と聞。

上国の守とは、たとへば山城守、摂津守、尾張守、參河守、遠江守、駿河守、甲斐守、相模守、美濃守、信濃守、下野守、出羽守、加賀守、越中守、越後守、丹後守、但馬守、因幡守、伯耆守、出雲守、美作守、備前守、備中守、備後守、安芸守、周防守、紀伊守、阿波守、讃岐守、伊予守、筑前守、筑後守、肥前守、豊前守、豊後守等の事也。

大宰の少弐とは或云、和訓おほいみこともちのすなひすけといふ。権官あり。帥の輔佐也。

勘解由次官は勘解由使の次官なり。勘解由使は和訓とくるよしかんがふるつかさといふ。勘解由次官はそのすけにあたる也。此官に居るものは諸国諸司諸事等の未進を解ゆせざれば勘検するの職なり。仮令諸国より貢物を奉る所あれば、帳に書して勘解由使に送る。判官、主典等勘定して目録を作り、長官次官に白す。長官次官

すぐに奏聞せしむると也。尤四分あり。從五位下とは已上みな從五位下の官なりとぞ。五位の袍は浅緋の衣を着るなり。以下五位といふもの正從上下共にみなこれにならへ。

后宮や。中宮職の。兩亮の。相当はたゞ。從五位下ぞかし。(59)

后宮は皇后宮職の略なり。和訓きさめのみやのつかさとよむ。帝王の御妻なり。これに四部の官人あり。

中宮職は則皇后宮なり。和訓なかのみやのつかさとよむ。これも帝王の妻のまします宮の職なり。

從五位下とは已上從五位下の官なりとぞ。

文章の。博士神祇の。大副また。侍従も同じ。從五位下ぞかし。(60)

文章の博士は二人あるものなり。或云、和訓ふんのはかせといふ。是紀伝道の儒士の撰なり。此儒は史記、漢書以下歴代の書記及詩文の書をよむ役なり。日野南家の儒、菅江等の儒これを掌給ふなり。

神祇の大副は前に見えたり。侍従は中務の被官なり。まへに見えたり。從五位下の官なりとぞ。

大蔵や。宮内刑部に。民兵部。式部も治部も。少輔は從五位下。大蔵は大蔵省なり。(61)

宮内刑部は宮内省、刑部省なり。

民兵部は民部省、兵部省也。

式部も治部もとは式部省も治部省もといふ心なり。

少輔は従五位下とは大藏少輔、宮内少輔、刑部少輔、民部少輔、兵部

少輔、式部少輔、治部少輔等は、いづれも従五位下の相当なりと也。

典葉や。掃部主殿に。大炊また。陰陽縫殿も。頭は従

五位下。

(62)

典葉は典葉寮なり。

掃部は掃部寮なり。

主殿は主殿寮なり。

大炊は大炊寮也。

陰陽は陰陽寮也。

縫殿は縫殿寮なり。

頭は従五位下とは典葉頭、掃部頭、主殿頭、大炊頭、陰陽頭、縫殿頭

等は、いづれもみな従五位下の相当也とぞ。

左右衛門。左右兵衛の。両佐や。中務少輔。従五位上

なり。

(63)

左右衛門左右兵衛は上に見えたり。

両佐は左衛門の佐、右衛門の佐と、左兵衛の佐、右兵衛の佐と也。

中務少輔もまた中務の次官なり。つかさどる事大輔と同じ事也。

大國や。兵庫左右馬に。内匠木工。主水も頭は。従五位上

也。

大國は大和守、河内守、伊勢守、武藏守、上総介、下総守、常陸介、

近江守、上野介、陸奥守、越前守、播磨守、肥後守等をいふ。

兵庫左右馬に内匠木工主水上に見えたり。

頭は従五位上とは大國の守、兵庫頭、左馬頭、右馬頭、内匠頭、

木工頭、主水頭等、いづれもみな従五位上の相当なりとぞ。

従五位の。上は主計も。諸陵も。玄蕃も共に。頭は相当

主計は主計頭なり。

諸陵は諸陵頭なり。

玄蕃は玄蕃頭なり。

頭は相当とは主計頭も諸陵頭も玄蕃頭も、いづれもみな従五位上

の相当なるよしなり。職位の事は上に見えたり。

大学や。雅楽内蔵図書に。大舍人。みな頭なれば。従

五位上也。

(66)

大学は大学寮なり。

雅楽は雅楽寮なり。

内蔵は内蔵寮也。

図書は図書寮也。

大舍人は大舍人寮なり。

皆頭とは大学頭、雅楽頭、内蔵頭、図書頭、大舍人頭等の相当は、

いづれも従五位上のよし也。

大蔵や。宮内刑民。兵式治。大輔は共に。正五位の下ぞ。

(67)

大蔵は大蔵大輔也。

宮内は宮内大輔也。

刑は刑部の大輔也。

民は民部大輔也。

式は式部大輔也。

治は治部大輔也。

正五位の下とは大蔵の大輔、宮内の大輔、刑部の大輔、民部の大輔、兵部の大輔、式部大輔、治部大輔等、いづれも正五位下の相当よしなり。

彈正の。少弼左右の。少将や。左右の少弁。正五位の下ぞ。

(68)

彈正の少弼は或云、和訓たゞすつかさのすないすけといふ。彈正の次官なり。

左右の少将は左少将、右少将なり。大将の次官なり。

左右の少弁は左少弁、右少弁なり。

正五位の下とは彈正少弼も左少将も左少弁、右少弁も、みな正五位下に相当する官人なりとぞ。

中務の。大輔に左右の。中弁や。大膳大夫。正五位の下ぞ。

(69)

中務の大輔は中務卿の次官なり。或云、和訓なかつかさのおほすけといふ。

左右の中弁は左中弁、右中弁なり。

大膳大夫は大膳職の長官なり。和訓おほかしはでのかみといふ。

正五位の下とは中務大輔も中弁(ママ)、右中弁も大膳大夫もみな正五位下に相当する官人也とぞ。

彈正の。大弼または。神祇伯。勘解由の長官。從四位下ぞかし。

(70)

彈正の大弼は彈正尹の次官なり。

神祇伯は神祇官の長官なり。或云、和訓かんづかさのかみといふ。伯の職、掌は神祇の祭、祝部、神戸の名籍、鎮魂、御巫ト兆や官の事を惣判ことをつかさどる。余の長官の判事ことも、これに准ぜよ。神祇官の立所は堀川の西、大炊の御門の北にあり。神祇官の祭、神七百三十七座、幣を案上に奠る神三百四座と云々。次官、判官、主典等下に見えたり。

勘解由の長官は勘解由使の長官なり。或云、和訓とくるよしかんがふるつかさのかみとよむ。

從四位下とは彈正大弼も神祇伯も勘解由長官もみな從四位下に相当する官人なりとぞ。

左右京や。東中宮に。修理もみな。大夫といへば。從四位下ぞかし。

(71)

左右京は左京職、右京職なり。或云、和訓ひだんのみさとのつか



さ、みぎのみさとのつかさといふ。

東中宮は東宮職、中宮職なり。東宮職の和訓或云、みこのみやのつかさ。中宮職の和訓なかのみやのつかさといふ。

修理は修理職なり。和訓、或云、おさめつくるつかさとよむ。

從四位下とは左京大夫、右京大夫、東宮大夫、修理大夫は、みな從四位下に相当する官也とぞ。

左大弁。右大弁より。中將も。相当は唯。從四位上なり。  
(72)

左大弁は太政官の官人なり。

右大弁同しく太政官人なり。

中將は大將の次官なり。左中將、右中將あり。

從四位上とは左大弁も右大弁も左中將も右中將も、みな從四位上に相当する官人なりとぞ。

式民治。兵部刑部に。大藏や。宮内も卿は。皆正四位下ぞ。  
(73)

式民治は式部省、民部省、治部省なり。

兵部刑部は兵部省、刑部省なり。

大藏は大藏省なり。

宮内は宮内省なり。

卿は八省の長官なり。和訓かみとよむ。

正四位下とは式部卿、民部卿、治部卿、兵部卿、刑部卿、大藏卿、宮内卿の相当は、みな正四位下の官なりとぞ。

宰相の。相当はたゞ。正四位下。近代公武に。三位とぞいふ。  
(74)

宰相は參議の唐名なり。

公武は公家、武家の二つをいふ。

三位は從三位なり。三位よりは公卿の例なり。宰相の職の相当は、本式は正四位下なれども、近來は公家方にも武家方にも從三位と相当する也とぞ。

東宮の。傳中務卿。もろともに。相当はたゞ。正四位の上。  
(75)

東宮は東宮職なり。太子の宮の御事、或は和訓みこのみやのつかさといふ。

傳は東宮の傳也。道德を以て東宮を輔導(たすけみちひく)ことをつかさどるもの也。或は和訓かしづきとよむ。

正四位の上とは東宮傳と中務卿とは相当正四位上の官人なりとぞ。

彈正尹。大將左右。中納言。大宰の帥も。從三位ぞかし。  
(76)

彈正尹は彈正台の長官なり。和訓たゞすつかさのかみとよむ。

大將左右とは左大將、右大將をいふ。

中納言はまへに見えたり。

大宰の帥は九州筑前国太宰府といふ所の府官の長官也。

從三位は彈正尹や左大将、右大将や中納言も太宰帥といふ官も、みな從三位相当の官人也。三位より已上は公卿の列也。

大納言。相当なにと。人とはゞ。正三位ぞと。こたふべき也。(77)

正三位は大納言の相当となり。

内大臣。左大臣また。右大臣。正從二位を。相当としれ。(78)

正從二位とは内大臣も左大臣も右大臣も或は正二位從二位を以て相当とする官と知べしとなり。

從一位は。天が下にて。たゞひとり。太政大臣。相当としれ。(79)

從一位は正一位の次也。或は和訓すなみひとつのくらゐといふ。天が下にて太政大臣從一位といふ人は只一人の外はなしと也。又官は散じて位ばかりの從一位をば儀同といふて、これはつねにもあるもの也。太政大臣は則闕の官とて、存生の例おほからず。されば公家にも武將にもすくなしといふ。贈官とて大方死後に太政大臣を送らるゝ也。

正一位。神の位と。きくなれど。人にはこれを。贈位とぞいふ。(80)

正一位は第一の御位なり。或は和訓おほきひとつのくらゐとよむ。神の位とは神社に授け申さるゝ神位といふものゝ事なりといふかと(文意不通)。天下に統一に神の御位は正一位なりといふ。(文意不通)贈位とは死して後をくらゐるゝ位をいふ。これすなはち正一位は諸神の御位なるがゆへに人臣おそれて申さぬ也。されば死後にをくり申さるゝまでなりとぞ。

以上位階和歌三十四首

和歌職原鈔卷之二終

和歌職原鈔 三

和歌職原鈔卷之三

任官之歌二十八首

任官とは官に任ずる次第をいふ。和訓つかさにまげるとよむなり

任官に。名家羽林の二つあり。公家は名家に武家は羽林ぞ。(81)

名家とは日野、広橋、鳥丸、柳原、甘露寺、葉室、万里小路、勸修寺、中御門、清閑寺、小川、坊城、竹屋等の十二家は、先祖より文筆の才芸を以て職とし、儒道を学び弁官を経歴し、職事を兼る家々なり。

羽林とは四辻、中山、飛鳥井、冷泉、六条、阿野、清水谷、小倉、橋本、姉小路、綾小路、庭田、松木、持明院、河緒、滋野井、水無瀬、園、難波、白川、四条、鷲尾、山科、西大路、油小路等の家々は、先祖より近衛司を経て中将、少将より昇進し侍りて、大中納言、参議を

以て先途とし、武官をかけ劔笏を帶する家々なり。公家は名家にとは公家の任官は名家の任官のごとく、侍従よりはじめて少納言、弁、宰相と段々のぼるといふ心歟。

武家は羽林林そとは武家の任官は羽林家の任官のごとく、侍、諸大夫、侍従、少将、中将、宰相と次第してのぼるといふ心歟。

侍と。いふはむかしの。親王や。大臣家にて。恪勤

とぞきく。

侍といふに品々あり。内裏の侍は滝口といふ。東宮の侍は帶刀

といふ。院の侍は北面といふ。このほか公方家の侍あり、倍臣ま

たうちの土あり、こゝろへわくべし。

親王とは天皇の御子、御孫の親王宣旨を蒙給へる男を親王、女

を内親王、僧を法親王といふ。

大臣家とは尤大臣家をもいひ、諸家をもいふ。職原鈔に、およ

そ侍と称するは、親王、大臣以下諸家の恪勤の名なり。

恪勤とは番をつとむる侍。所をいふ。則いまの侍といふものは、

むかしの恪勤と云ものなりとぞ。

鹿苑院。公方の号を。得てしより。侍はみな。六位

とぞなる。

鹿苑院とは源尊氏三代義満公なり。公方義満、征夷將軍を以て

嫡子義持に譲り、太政大臣に任じ、落髪して道義と号す。道義、叡山

に登る。その儀式御幸に准ず。そのころより武家を以て公方と称

する歟。

侍はみな六位とは侍はみな六位相当のよし、旧記にも見えたり。

諸大夫は。正従五位の。上下にて。公家はもちひず。武家は用る。

諸大夫は正五位下、従五位下の相当なり。又従四位に叙すれば四品の諸大夫といふなり。此故に地下の諸大夫といふ。これは武家にかぎりての事也。禁中にはいまは諸大夫なし。撰家、清花には少々これありと見えたり。

いにしへの。侍はたゞ。無官にて。諸大夫を其。頭と

ぞいふ。

無官とはをのれが居る所の官。職なきをいふ。

頭とは侍の頭は諸大夫なりとぞ。

しかるべき。地下と二つの。諸大夫も。公家方にては。いまどきはなし。

しかるべきとは職原鈔に、可然諸大夫云二良家子、これなりとあり。六位立の家をいふよしなり。

地下とは堂上ならぬ人をいふ。

二つの諸大夫とは堂上の諸大夫、地下の諸大夫をいふ。二つながら当時は公家にはこれなしともいへり。

侍従にて。従四位上下の。相当も。公家はもちひず。武家

はもちゆる。  
(87)

侍従は相当従五位下なり。  
従四位上下とは武家の侍従は大かた従四位上下なり。武家にては侍従になるを公家なりとて、甚用ゆる事也とぞ。

少将の。正四位上下。相当も。公家はしからず。武家はもちゆる。  
(88)

少将は相当正五位下なり。  
正四位上下とはいま時の武家の少将は大かた正従四位上下なり。それにて公家にはさして用ひぬよしなりとぞ。

侍従より。官少将に。ならずして。弁にうつるは。名家任官。  
(89)

侍従より官少将とは羽林家は侍従より少将、中将、宰相、中納言と昇進するなり。それを經ずして名家は侍従より少納言、弁、宰相、中納言と昇るものなり。

中将の。相当はたゞ。従四位下ぞ。いまは三位の。中将もあり。  
(90)

中将は相当従四位下なり。いまの武家は正四位上下なり。  
三位の中将は大臣の子や孫ならねば三位には叙することあたはず。公武ともに同然なり。いま武家にては、公方家の御連枝御三人家越後の中将殿より外には、三位中将おはしませず。是も大臣の

御子または御孫なるゆへなり。

大臣や。撰家清花の。孫子には。公家武家ともに。三位中将。  
(91)

大臣とは大臣家と云もの有。三条、西三条、中院等の三家を大臣家といふ。大將を歴ずして大臣に至るを、大臣家と云。大臣に至る家々十五家程有。され共大臣に至りて大將を兼給ふ事なりがたき家は、大臣家といふなり。

撰家とは大將を兼て太政大臣にいたり、撰政にも関白にもいたり給ふ御家をいふ。今いふ五撰家は、是なり。五撰家は、近近衛殿、九九条殿、二二条殿、一一一条殿、鷹司殿をいふ。

清花は大將を兼て太政大臣までいたりて撰関を兼る事あたはざる家々を清花といふ。清花は七人にかざるべからず。何時にても大將を兼て大臣にいたる人たちは、みなこれ清花一列なり。いまは

九清花もあるにや。七清花とは、転法輪、三条、西園寺、徳大寺、花山院、大炊御門、久我、今出川、菊亭、共云等也。

孫子は孫や子までなり。  
三位中将とは公家には勿論の事也。武家にも源氏、平家ともに三位中将にいたる人あるべしと也。

四位なれば。殿上人と。いふなれど。三位中将。公卿とぞいふ。  
(92)

四位とは正従四位上下をいふ。  
殿上人とは清涼殿殿上の間に祇候するほどの公家衆を云。

公卿とは三位以上をいふ。中將の相当は四位なれば殿上人といふべけれど、三位なれば公卿の列なりとぞ。

宰相の。相当はたゞ正四位下。近代公武に。三位とぞいふ。(93)

宰相とは参議の唐名なり。相当は正四位下なり。または従三位なり。されば四位にても公卿の列なり。まして三位に任ずるをや。公武に三位とは公家も武家も宰相はいづれもいま三位なるよし也。

文字にかく。ときは参議ぞ。口にては。宰相とこそ。

いふべかりけれ。(94)

参議は和官の名なれば、文字に正しくかく時は参議とかくべし。口にとなふるときは唐名を以て宰相といふべしと也。

中納言。相当はたゞ。従三位。近代または。正三位なり。(95)

中納言はもとより相当従三位なれども、いま程は正三位なり。當時の武家方おほくは正三位なりとぞ。

大納言。相当はたゞ。正三位。近代はまた。従二位なりけり。(96)

大納言はもとより相当正三位従三位なれども、いまほどは従二位なりとぞ。

武家がたの。人は公方の。被官にて。大納言をぞ。極官にする。(97)

武家がたとは將軍家につかふまつる武士を云。公方の被官とは公方家の御恩を蒙る衆をいふ。

極官とは其身のきはまれるつかさをいふ。則將軍家の御被官衆は官は大納言まで昇進するとなり。

公家がたも。清花の外は。摂家衆の。被官にをなじ。大納言極。(98)

公家がたとは禁中がたをいふ。惣じて公家とばかりいふ時は禁中の事也。公家衆といふ時は堂上をいふべし。又御塵下といふと御塵下衆といふのかはりのごとし。

大納言極とは公家にては清花よりしもつかたはいづれも五摂家の被官にして、誰は一条殿の御家礼、かれは二条殿の御家礼とて、みなく、摂家に随順せらるゝよしなり。されば被官とこれをいふか。清花ばかりは摂家の被官にあらず。その外はみな羽林、名家ともその分にて、いづれも官は大納言まで極て経昇給ふよしなり。

兵仗を。帯せんために。羽林家は。大納言にて。大將を兼。(99)

兵仗とは弓矢なぐひ、劔戟を帯するを云。

大將を兼とは羽林家の衆は大納言の文官をかけ、武官の大將を兼て、劔笏を帯せらるゝとなり。

右大将。従三位にて。大納言を。兼る官とぞ。いふべかりける。

右大将は相当従三位なり。公方、撰家、清花の外は、此官に任ずる事あたはず。大臣より官位の相当はをとれりといへども、万事の作法、大臣にかはることなし。

つねの公家。武家諸大夫の。大納言。大将かぬる。ことは稀也。

つねの公家とはよのつねの公家衆、武家方、諸大夫の衆も、大納言の大将を両官かける事は希有なる事なり。公方、撰家、清花の人々、大納言かまたは内大臣か左大臣まで此官を兼給ふ。惣別、大将を兼る事は大なる規模なれば、やごとなきことなりとぞ。

文官は。太政大臣。武官には。大将こそは。極官とすれ。

文官とは文武の両官あるうちに、太政大臣を文官の第一とし、大将を武官の第一とするよしなり。

左大将は。内大臣の。兼官と。いへども更に。定りはなし。

左大将とは左大将に任じ給へば内大臣を兼官にし給ふよしなり。さりながらかきとさだまりたる事にてはなきとなり。

内大臣。従二位またの。相当は。正二位なりと。聞えけるかな。

内大臣とは内大臣の相当は従二位なりといへども、近代は正二位もあるなりとぞ。

右大臣に。相当たる。位をば。従二位とこそ。いふべかりけれ。

右大臣とは右大臣の相当は従二位なりといふまでなり。

左大臣に。あたるくらゐは。正二位ぞ。近代はまた。従一位も有。

左大臣とは左大臣の相当は正二位なれども、近代は従一位なりとぞ。

太政の。大臣おほく。贈官ぞ。在世太政。大臣はまれ。

贈官とは死後に送り給ふ官をいふなり。大かた存生の例はすくなきことなりとぞ。

在世とは存生の太政大臣をいふ。天智天皇の朝に皇子大友これに任じ給ふ。天武天皇の朝に皇子高市これに任じ給ふ。孝謙天皇の朝に惠美押勝これに任ず。また道鏡法師これに任す。文徳天皇の朝、藤原良房太政大臣に任じ給ふ。そのうち連綿すといへども、在世の相国希有なる事なりとぞ。

位署書之歌一五首

位署書とは官位名字のしるしやう、官位によりてかはるをいふ。

位署書の。官位相当。する人の。官をば上に。かくと知べし。(108)

位署とはくらゐなじるしとよむ。

官位相当とは官位名字の書やうは、官と位と等なる人には、相

当の官を上にかき、相当の位を下にかくなり。

位署体 先レ官 次レ位  
中納言従三位 中納言者従三位の官也。左大弁従四位上 大弁者従四位上の官なり。左少弁生五位下 少弁者正五位下の官なり。この通にかくなり。(109)

官くらゐ。相当せざる。人はまた。位を上にかくと知るべし。

官くらゐとは官と位と等ならざる人は、また位を上にかき官を下

にかくなり。其法、下にしるせり。

行字 位高官卑者用之  
正二位行大納言 大納言者正三位の官也。正四位下行左大弁 大弁者従四位上の官也。この通にかくなり。

官くらゐ。相当したる。人もまた。行の字かくと兼て知るべし。(110)

官くらゐとは官と位と等なる人にも、中に行の字をかくべしとなり。

相当の官又有二行字一事

左近衛大将従三位兼守大納言行民部卿

大將者相當の官也。仍在レ上。大納言者正三位也。仍テ有守字。民部卿は正四位下なり。仍テ用二行の字。

位署書に。あまた兼官。あるときは。相当の官。上に書

べし。(111)

位署書一とは官位ある人の位署書をする時に、あまた兼たる官ある時は、相当せる官から先上にかきて、段々下に書べしと也。

相当も。せざる官をば。たれもみな。高官なれど。兼官

とせよ。(112)

相当も一とはわが位に相当せざる官はたとひ高官にてもあれ、我為には兼官とすべしとなり。

諸共に。相当せざる。官位をば。官次第にぞ。書べか

りける。(113)

諸共に一とはもろともいづれも官と位と相当せざる人は、百官の次第に書付べきなりとぞ。

相当の。官いやし相。当せざる。官高ければ。先いや

しきをかく。(114)

相当の官一とはわが位に相当する官は卑くして相当の官より高き官をかけたならば、先卑き官よりさきに書付べしとなり。

相当の。官ある人に。兼官の。なきに守行の。文字はかゝぬぞ。(115)

相当の官一とは官位ともに相当せる人の兼官なきには、守行の文字をばかゝざるべしと也。

行の字は。職の卑きに。書なれば。職高ければ。守の字也けり。(116)

行の字は一とは職の卑には行の字をかく、職の高きには守の字をばかくなりと也。

近代は。相当はず。京官を。上に書とも。しるし置なり。(117)

京官とは京都に在官するをいふ。近代は官位高下の相当を論ぜず、とかく京官から先に書付るなり。

外国不<sub>レ</sub>依<sub>二</sub>相<sub>一</sub>当<sub>二</sub>在<sub>二</sub>諸<sub>一</sub>官<sub>下</sub>二事  
從五位下行<sub>一</sub>中宮大進兼近江守 大進者六位の官なり。大國の守者從

五位上の官也。不<sub>レ</sub>依<sub>二</sub>相<sub>一</sub>当<sub>二</sub>以<sub>二</sub>外<sub>一</sub>國<sub>ヲ</sub>為<sub>レ</sub>下<sub>ト</sub>。

位署書も。時宜にしたがふ。ことなれば。斟酌するは。

故実也けり。(118)

位署書も一とは位署がきといふても、時により事によりてかはるものなれば、一偏にばかり心得ては、故実にたがふこと有べし。よく<旧章を習べしとなり。

散位字之和歌六首 散位とは官を散じて位をとどむるをいふ。散位の字。四位や五位なる。無官人。これを用ゆと。兼て知べし。(119)

散位一とは散位といふ字を我位署に書加ふることもあり。これは四位にても五位にてもあれ、位ばかりにて官なき人の書こと也とぞ。

受領人。あまたの官を。経てのち。受領を書て。散位用ひず。(120)

受領一とは国司に任ずる人をいふ。受領を経たる人は、教官を経てこれを去といへども、猶もと経たる所の國の守を以てこれを用ひ、散位の字をもちひずとなり。

公文をも。いまだとげざる。受領には。散位の字をば。用ひざる也。(121)

公文をも一とはいまだ公儀の御算用合の公文の埒を明ざるうちの国司には、散位といふ事を書ざる也。公文を勘 終てのち散位の字を用ゆべしとなり。



公文をも遂終りたる。前司こそ。散位の字をば。用ゆ也けり。(122)

公文とは公文を勸終たるには何国の前司と書て、散位の字をも書なり。

文章生。外国は六位。なりけれど。任限すぎて。散位をぞかく。(123)

文章生とは学文者のなる官なり。令には二十人とあり。文章博士は文章生の内より二人かならずこの博士に任ず。それを文章生の師とする也。

任限とは国司に任ずる限をいふ。任限或は四ケ年、或は五年六年なり。文章生は六位なれども外国の司に任じて後には散位の字を用ゆるなり。

撰関散位字之歌二首 撰は撰政なり。関は関白なり。和歌の宴。京極前の。関白や。散位従一位。書とこそきけ。(124)

和歌の宴とは堀河院の御時の和歌の宴也。この宴に京極前関白散位従一位とするされたとなり。これ、そのことのもとなり。

近ごろの。後光明照。院殿は。前の関白。散位とぞかく。(125)

後光明照院は後醍醐院の御時の関白なり。撰関散位の字を用ひ

られし近例、後光明照院殿なり。前関白散位とするされたと也。

必官在二位上一之歌五首

撰政や。関白参議。别当は。位の上に。かくとするせり。(126)

撰政は女帝或は幼帝の御時ある職なり。和訓まつりごとふさぬるといふ。天子十五歳に成給ふ時、政を還すといふ。

関白はつねにある職なり。大方撰政を還してから直になるもの也。一日万機の政をあづかり申たてまつる役なり。和訓あづかりまうすとよむ。天子に奏聞する事を関白先内覧ましますと也。

参議は太政官人なり。别当は檢非違使の别当の事也。别当とばかりいふ時は檢非違使の别当をいふ也。右、撰政と関白と参議と别当とは、余の兼官たとひいくらありとも、一番に先上に書べきなり。

撰政大臣従一位 関白同レ之 参議民部卿正四位下兼行春宮大夫 民部卿者正四位下の位なり。相当也。春宮大夫者従四位下の位なり。相当也。

内舍人や。修理宮城使。判官も。次官も位の。上に書なり。(127)

内舍人は九十人あり。可レ然侍これに任ずるよし見えたり。所は中務省の北門の東腋に立といふ。侍これに任ずれば姓内とよぶ。たとへば平氏の人任ずれば平内といひ、源氏の人任ずれば源内といひ、三善氏任ずれば善内といひ藤原氏任ずれば藤内といふ

がごとし。

修理宮城使は左右あり。令外の官なり。宮城とはみやこの事也。宮城の東を左修理宮城使これをつかさどり、宮城の西を右修理宮城使これをつかさどり修理するなり。

判官はぜうに当る。

次官はすけに当る也。

右、内舍人も修理宮城使も次官も判官も、みな位置書の時は上に書べしとなり。

施薬院使。造寺長官。判官や。次官も位の。上に書

也。

(128)

施薬院使は病人を養ふ所なり。神龜二年に始て天平宝字元年勅して普く疾病及貧乏の徒をすくひやしなはんが為なり。

越前国の墾田一百町を以て、永く山階寺施薬院にほどこすべしと見えたり。是仁政の一也。

造寺は造寺使なり。令外の官なり。東大寺、興福寺建立造営の時、

造寺使をしてこれをつかさどらしむ。その外の寺にはこの号なし。

右、施薬院使も造寺長官も次官も判官も、みな位置書の時はさへげて上に書べしとなり。

蔵人の。頭また五位の。蔵人も。位の上に。官を書な

り。

(129)

蔵人の頭は蔵人所の頭にして長官なり。蔵人所は校書殿にあり。蔵人所には別当左大臣一人、頭二人、預人八人、出納三人、滝口

廿二人、或は蔵人八人、五位二人或は三人、六位六人或は五人、これみな職事なり。頭二人は弁方に一人あり。これは名家なり。これを頭弁といふ。近衛司方に一人あり。これ羽林家なり。是を頭中將といふ。

五位の蔵人は三人あり。蔵人は天子の近習の職なり。故に五位といへども禁色を着するなり。

右、蔵人の頭并に五位の蔵人も官の上にさへげて書べきものなり。

鎮守府の。將軍外国。前司にも。公文ならねば。位の上にかく。

也。

(130)

鎮守府とは陸奥国にあり。聖武天皇の御時、鎮守府を置給ふ。府は官舎也。

將軍は一人ある也。和訓いくさのきみといふ。乱に居てよく治をなす官なり。

前司はいづれの国にても前の守といふ事也。

公文ならねばとは公文の算勘いまだ遂ざるをいふ。

右、鎮守府將軍等上にさへげて書なり。また未公文の諸国の前司をも上にかくべしと也。

僧官位之歌十二首

桓武朝。延暦十七。重陽の日。僧位俗位の。相当をと

く。

(131)

桓武朝一とは人皇五十代桓武天皇の御宇延暦十七年九月九日に、僧の官位を俗の官位に配してさだめられし事をいふ也。

僧の位は。五つぞ入位。住位また。満位法師位。大法師位ぞ。(132)

僧位は五つとは僧綱課云々、僧位五階ありと云々。

入位は俗の七位に当る也。

住位は俗の六位に当るなり。

満位は俗の五位に当るなり。

法師位は俗の四位に当る也。

大法師位は俗の三位に当る也。これを僧位五階といふ。

無位の僧。八位に当る。入位僧。七位に当る。住位六位ぞ。(133)

無位の僧とは無位の僧侶は八位に准す。入位僧は七位に当り、

住位僧は六位に当るよしなり。

満位僧。五位に当れば。法師位は。四位に大法。師位は三位ぞ。(134)

満位僧とは満位の僧は五位に当り、法師位の僧は四位に当り、

大法師位の僧は三位に当るなり。

僧正や。大僧正や。正僧正。権僧正も。ありとこそきけ。(135)

僧正は僧尼統領の官職なり。赤衣を着す。俗に僧正衣といふ。

僧正は職参議に准ず。尋常参議の相当は四位なれども、三位に相当して録を給はるなり。日本にては人皇三十四代推古天皇の朝に詔して曰、それ道人なを法を犯す。何を以て俗人に誨む。故に自今已後、僧正、僧都を任じて仍て僧尼を檢校すべしとて、觀勒僧を以て僧正とし、鞍部徳積を以て僧都とす。

僧都にも。大正権や。少権にて。律師にもまた。正権もあり。(136)

僧都は官なり。四位の殿上人に准じて録を給はるなり。隆円僧都

を始とする也。

大正権や少権とは大僧都は真雅、正僧都は徳積、少僧都は最教を

始とするなり。

律師は官なり。五位の殿上人に准じて録を給はる也。

正権は正律師は天武の朝より置給ふ。権律師は称徳の朝に始給

ふとなり。

僧正や。僧都律師に。法印や。法眼法橋。僧綱といふ。(137)

法印は位なり。法印大和尚位といふて、僧正の位の相当なり。

少將に准じて録を給はるなり。

法眼も位なり。法眼和尚位といふて、僧都位の相当。侍従に准じ

て録を給はるなり。

法橋も位なり。法橋上人位といふて、律師の位なり。五位の諸大夫

に准じて録を給はる也。

僧綱とは僧綱は僧綱所に集りて、僧徒の政を執行ひ、僧尼一切の事をつかさどるなり。

已講より。内供にまた。阿闍利まで。有識とこそは。

いふべかりけれ。

(138)

已講は一には探題といふ。論議の時、題を出す人なり。はじめ擬講に補して後に已講にするなり。八人あるよしなり。南都、山門にあり。

内供は内供奉なり。読師となる役なり。元亨釈書に、宝龜三年内供奉を置給ふ。智行精修の比丘を択で内供奉となすと云々。壘囊抄の意に曰、内供奉は宝龜三年に始る也。智行の僧を撰で此職に任ずる也。内道場の供僧となす。則内供奉といふなり。字書曰、内は天子の宮禁これを内といふ也。又、元亨釈書の卷二十七曰、南梁の武帝、天監十六年、衆僧をめて、經文を講解す、並に禁中の内道場に居る、これよりはじまるなり。又内供奉の事、僧史略等にありといへども事繁によりて、これを略するもの也。

阿闍梨は終南山道宣律教行護律儀二十一条曰、それ五夏已上、即闍梨の位十夏、已上これ和尚位と云々。真言法の阿闍梨はその意趣分るものか。闍梨は阿闍梨の略言なり。又曰、震旦、日本、天竺の法に替るものあまたなり。一樣にはこゝろうべからずとなん。有識はゆうしよくの儀にあらず、うしきといふ名目なり。右の三職をすべていふ也と心得べし。

上座より。寺主や都維那の。みつながら。三綱とこそ。

いふべかりけれ。

(139)

上座は一夏これに任ずる僧は諸国の講読師に任ず。

寺主も同前。

都維那も同前。その内、上座、寺主を講師に任じ、都維那を読師に任ずるなり。都とはすぶるの義なり。維は繫の義なり。那は衆の義なり。言は大衆を扶て止住せしむべしとなり。

三綱とは諸大寺みなこの三綱あり。別当を以て長官とし、三綱を以て任用とす。任用は次官の意なり。扱三綱に実権あり。実の三綱は仏祖統紀卷の四十に曰、高宗永徽二年、勅して西明寺を建

給ひ、道宣律師に詔して上座となし、神泰法師を寺主となし、懷素を維那となす。釈氏要覽曰、或は同法より同食、或は同法別食事を主る三員を三綱といふ。罽網繩の如し。これを提るときは正しき也。一に上座、二に寺主、三に綱維なり。又曰、律三綱上座、

僧上座云々。権三綱は、東宝記、弘法大師の云、修学練行の者三員、即三綱造治雜預の者也。これもまたみな淨行の人を用ひて員外の人、有犯の僧を用ゆることなかれ。

工巧の意あり風流を採修理造作庄嚴仏事に用ゆべき者、淨不淨を求ず。非入寺の権三綱に置云々。こゝを以て知ぬ、上古実三綱食事等を主る也。その事煩き故に権三綱を置なり。上古僧食堂におゐて食事をなすゆへなり。こゝを以て東寺に権三綱いまにおゐて食堂を預て、僧衆に供饌する事あり。又、興福寺大会の時、飯米を僧衆に分与ふるなり。興福寺いまに至りて食堂あるなり。職原鈔秀賢追加、又、官班記、礼節の三綱は権三綱なり。又、法印、法眼、法橋、これも僧綱といふ。これ実の三綱なり。しかるゆへん

は、元亨釈書卷二十四に曰、法橋、法眼、法印、この三位以て三綱階とするなりとあり。

寺務じむ檢校けんげう。別当べつたう座主ざすも。寺てらにより。位くらゐは同じをな。からぬなりけり。

寺務じむは一寺いちじの統領とうりやうなり。

檢校けんげうは一山いつさんの主しゅをいふ。

別当べつたうは一寺いちじの棟梁とうりやうなり。

座主ざすは一寺いちじの主しゅをいふ。

右みぎ、寺務じむ、檢校けんげう、別当べつたう、座主ざすといふも、みなその山やまその寺てらの頭かしらたる僧そうをいへども、位の品しなは寺てらの例れいによりてかはる所ところもあり。一円いちえんにはこゝろへがたきもの也。其所そのところにつゐてたづぬべし。

長者ちやうじや長吏ちやうり。執行しぎやうや。または。勾当かうたうも。寺てらによりつゝ。位くらゐ不同ちがふぞ。

長者ちやうじやはたとへば東寺とうじの長者ちやうじなどいふて、これも統領とうりやうの義ぎなり。書しよ

写山しやさんには院主いんしゅなどいふもありて統領とうりやうたり。

長吏ちやうりはたとへば勸修寺くんじゆじの長吏ちやうり、園城寺おんじやうじの長吏ちやうりなどいふて、これも

住持ぢゆぢせらるゝ人の名目なめい也。

執行しぎやうはたとへば法性寺ほうしやうじの執行しぎやうなどいふがごとし。

勾当かうたうも僧中そうぢゆうを勤かつかる職しやくなり。将又しやうまた盲目まうもくの長ちやうを檢校けんげうといひ、その次つぎを勾当かうたうといふがときは、各別かくべつの事こと也。

専当せんたうや。堅者けんじや注記ちゆきも。寺てらにより。位くらゐは同じをな。からぬな

りけり。

専当せんたうはふれながしをする役やくなりとぞ。

堅者けんじやは沙弥戒しゃみがいを歴ふるのゝち、これに任まかず。天台てんだい堅議けんぎの時ときこれに任まかず。

法印ほういん、僧正そうじやう等とう堅者けんじやをつとめて逆退ぎやくたいといふ。また鑄退ちゆうたいともいふ。一

説せつに堅者けんじやは論義ろんぎの問者もんじやなりといふ。

注記ちゆきは或説あるせつに右筆ゆうひつ役やくなりといふ。

右みぎ、専当せんたう、堅者けんじや、注記ちゆき等のたぐひは、寺々てらくしやく宗々そうそうによりて或は上あがり或

は下さかる位くらゐあれば、一同いちどうにはさだめがたしと也。

### 又五首

清和せいわの朝あさ。貞觀ていくわん六ろくの。二月ふたつきや。十六日じゅうろくにちに。僧位そうゐさだま

(143)

清和せいわの朝あさとは人皇にんわう五十六代ごじゅうろくだい清和天皇せいわてんわうの朝あさ、貞觀ていくわん六年ごっぴねん二月ふたつき十六日じゅうろくにちに、満位まんゐ、法師位ほうしゐ、大法師位だほふしゐ、三階さんかいの外ほかに更に三位さんゐを立給たてたまふ。法橋ほふきやう上人位じやうじんゐ、法眼ほふげん和尚位わうじやうゐ、法印ほふいん大和尚位だほうじやうゐ等の三階さんかいを以て、律師りつし已上いじやうの位ゐとす。則すなはち真雅しんがを法印ほふいんとし、明詮みやうせんを法眼ほふげんとし、最教さいきやうを法橋ほふきやうとす。これより僧位そうゐさだまるとなり。

法印ほふいん大和尚位だほうじやうゐ。和尚位わうじやうゐは。僧正そうじやうの。位くらゐなりとぞ。さだめをか

るゝ。

(144)

法印ほふいん大和尚位だほうじやうゐといふは官くわん、僧正そうじやうたる人の相当さうたうの位くらゐなりとぞ。

法眼ほふげんの。和尚位わうじやうゐもまた。僧都位そうづゐに。同じをなものぞと。さ

だめをかるゝ。 (145)

法眼の和尚位といふは僧都たる人の相当の位なりとぞ。

法橋の。上人位をも。律師位に。同じものぞと。定を  
かるゝ。 (146)

法橋の上人位といふは官、律師たる人の相当の位なりとぞ。

醍醐朝。錢を給はる。僧位こそ。僧都は四位に。律師五位  
なれ。 (147)

醍醐朝一とは人皇六十代醍醐天皇の朝に、僧位に應じて錢を給はり  
し時、僧都は四位に准じて錢を給はり、律師は五位に准じて錢を  
給はりしと也。

### 後宇多朝八首

法印や。法務僧都の。位をば。四位の殿上。人に准ず  
る。 (148)

法印や一とは法印も法務の僧都も位は四位の殿上人に准じて録をも  
給はると也。

法眼や。律師は五位に。凡僧は。六位なりとぞ。定を  
さける。 (149)

凡僧とはこれはいまだ僧官にいたるべき僧のいたらざるものとい  
ふ。それには地下の六位の侍に准じて録を給はるとなり。

諸寺三綱。八幡の社官。僧綱の。位は地下の。五位の  
諸大夫。 (150)

諸寺三綱一とは諸寺諸山の三綱に補する僧たち也。八幡の社官、  
僧綱等の地下の諸大夫の五位に相当して録など給はるべきよし也。

法印大。和尚位は。僧正に。法眼和尚位。僧都大少。  
(151)

法印大一とは法印大和尚位は僧正の位に相当するなり。法眼和尚位  
は大僧都、少僧都の位に相当するよしなり。

法橋上。人位は律師。伝燈大。法師位威儀師。または  
凡僧。 (152)

法橋上人位一とは法橋上人位は律師に相当する位なり。伝燈和尚  
位は威儀師または凡僧に相当する位なりとぞ。一説に、大法師位は  
桓武帝の御時三三位に准ず。上古僧綱、凡僧ともにこれに叙す。威儀師  
は侍の五位に准ずる僧なりとも見えたり。

伝燈法。師位は從儀師。伝燈の。満位は修行。住誦位  
也けり。 (153)

伝燈法師位一とは伝燈法師位は從儀師の位なり。伝燈満位は修行位、  
誦持位の位なりとぞ。一説に、満位は五位に准ずるときは、いま  
修行位、誦持位といふこと非なり。修行位、誦持位は無位無官の僧

とぞ。

伝燈でんとうの。住位ぢゆうゐは六位ろくゐ。伝燈でんとうの。入位にうゐは七位しちゐ。なりとこそ聞きこ。

(154)

伝燈でんとうの住位ぢゆうゐは六位ろくゐとは桓武帝くわんむていの御時定ぎよときさだめを置おける僧階そうかいに五位あり。礼部らいほ謀まうに満位まんゐは六位とあり。伝燈でんとうの入位にうゐ七位しちゐとは是も礼部らいほ謀まうに入位にうゐは七位とあり。

弘安こうあんの。礼節らいせつまたは職原しやくげんの。僧そうの官位くわんゐに。是これを定さだむる。

(155)

弘安こうあんの礼節らいせつは書しよの名ななり。後宇多院こううだのあんの弘安年中こうあんなんちゆうに僧俗そうぞくの書礼節しよらいせつを定め給ふときの書なり。職原しやくげんは唐朝とうてうの職原しやくげんに非あらず、本朝ほんてうの職原しやくげん鈔せうなり。職原しやくげんとはかりいふては唐本とうほんの名にまざるゝなり。学者がくしやこゝろへをくべき事也。この職原しやくげん抄せうは源親房みなもとちかふさ朝臣あそみの作なり。しかれども此僧官ししんくわんの位は後人こうじん清原秀賢きよはらのひでかたの追加つゐかなり。

後醍醐朝四首

大僧正だいそうじやうは。大納言位だいなんごんゐに。正僧正しやうそうじやうは。宰相さいそうまたは。中納言位ちゆうなごんゐとぞ。

(156)

大僧正だいそうじやうは一とは大僧正だいそうじやうは大納言だいなんごんの位ゐに准じゆんじ、正僧正しやうそうじやうは宰相さいそうの位ゐさては中納言ちゆうなごんその位ゐに准じゆんずるとなり。

権僧正こんそうじやうは。中将位ちゆうじやうゐまた。宰相さいそう位ゐ。法印ほういんは只ただ。少将せうじやうとぞか

し。

権僧正こんそうじやうは一とは権僧正こんそうじやうは中将ちゆうじやうの位ゐに准じゆんじ、又宰相さいそうの位ゐにも准じゆんず。法印ほういんはたゞ少将せうじやうの位ゐに准じゆんずるとなり。

(157)

法眼ほうげんは。侍従じじゆう法橋ほつきやう。諸大夫しよだいふに。平僧へいそうは六位ろくゐ。平ひらの侍さかひ。法眼ほうげんは一とは法眼ほうげんは侍従じじゆうに准じゆんず。法橋ほつきやうは諸大夫しよだいふに准じゆんじ、平僧へいそうは凡僧ほんそうといふ位なり。六位ろくゐの侍さかひに准じゆんじて録ろくを給たまはる也。

(158)

後醍醐ごだいごの。帝建武みかどけんむの。年中ねんちゆうに。定置さだめをかれて。今いまに用もちゆる。

(159)

後醍醐ごだいごとは人皇にんかう九十五代くじゅうごじゅうごだい後醍醐ごだいごの御時おんとき、建武けんむ年中ねんちゆうに右みぎの通相とをりあひさだめ定さだめるかるゝと也。

以上二十九首

諸国大上中下之歌五首

肥後播磨ひごはりま。大和河内やまとかはちに。伊勢近江いせあふみ。越前等えちぜんとうは。大国だいくとぞかし。

(160)

肥後ひごとは西海道さいかいだう肥後国ひごのくになり。

播磨はりまは山陽道さんやうだう播磨国はりまのくになり。

大和やまとは畿内きない大和国やまとのくになり。

河内かはちも畿内きない河内国かはちのくになり。

伊勢いせは東海道とうかいだう伊勢国いせのくになり。

近江は東山道近江国也。

越前は北陸道越前国なり。

大國ぞかしとは大國は長官の守あり權守あり。相當從五位上なり。

次官の介あり權介あり。相當從六位下なり。判官の大掾あり。

相當正七位下。少掾あり。相當從七位上なり。主典の大目あり。

相當從八位上なり。少目あり。相當從八位下なり。是等の官職立

を以て大國といふ。

已上七ヶ国。

大國は。上總下總。上野や。武藏常陸に。奥州ぞかし。

(161)

大國は前に同じ。

上總は東海道上總国なり。此国には親王を国主に任じて、号して太守

といふ。官は親王に限ていふ事なり。他の国守をば太守とはいふ

べからず。太守ある国には介を以て守の代とす。

下總も東海道下總国なり。

上野は東山道上野国なり。太守あり。上野介を以て守とす。

武藏は東海道武藏国なり。

常陸も東海道常陸国なり。太守あり。常陸介を以て守とす。

奥州も東山道陸奥国なり。

已上六ヶ国

大薩日。長門石見に。土佐丹後。若狭能登佐渡。安房は中国。

(162)

大とは西海道大隅国なり。

薩も西海道薩摩国なり。

日も西海道日向国なり。

長門は山陽道長門国なり。

石見は山陰道石見国なり。

土佐は南海道土佐国也。

丹後は山陰道丹後国なり。

若狭は北陸道若狭国なり。

能登も北陸道能登なり。

佐渡も北陸道佐渡国なり。

安房は東海道安房国なり。

中国は長官、判官、主典あり。守相當正六位下。介、官位令には中国

には介なし。掾相當正八位下。目相當大初位下。

已上十ヶ国。

老岐對馬。隱岐や淡路に。和泉伊賀。志摩飛驒伊豆は。下国也けり。

(163)

老岐は西海道老岐州なり。

對馬も西海道對馬州なり。

隱岐は山陰道隱岐国也。

淡路は南海道淡路国なり。

和泉は畿内和泉国なり。

伊賀は東海道伊賀国なり。

志摩も東海道志摩国なり。



飛驒は東海道飛驒国なり。

伊豆は東海道伊豆国なり。

下国は長官、判官、主典あり。守相当従六位下。掾相当従八位下。目相当少初位下。

已上九ヶ国。

此外に。あらゆる国は。をしなべて。みな上国と。知べかりける。(164)

此外一とは畿内に山城国、摂津国、東海道の尾張国、参河国、遠江国、駿河国、甲斐国、相模国、東山道に美濃国、信濃国、下野国、出羽国、北陸道に加賀国、越中国、越後国、山陰道に丹波国、但馬国、因幡国、伯耆国、出雲国、山陽道に美作国、備前国、備中国、備后国、安芸国、周防国、南海道に紀伊国、阿波国、讃岐国、伊予国、西海道の筑前国、筑後国、肥前国、豊前国、豊後国等なり。

已上三十五ヶ国。

上国は長官、次官、判官、主典あり。守、権、守相当従五位下。介、権、介相当従六位上、掾、権、掾相当従七位上。目相当従八位下なり。

已上、上国はいづれも同じ。

官職を。知らねば事の。あらましを。ならはんための。口ずさみなり。(165)

官職を一とは人として官位職、掌の事をあらましにても知らざれば、凡人の世にまじはる面に牆してたてるにひとしければ、これ

をしも口ずさみてならひ学びおぼゆべしとなり。子姪をろかにおもふべからず。

和歌職原鈔卷之三終

(いまにし ゆういちろう・九州大学教授)